

令和元年 12 月 18 日
記者発表資料

随時監査の結果について

監査委員は、令和元年9月19日から同年11月11日までの間に、出先機関8か所について、随時監査を実施し、6か所で6件の不適切事項が認められました。

1 監査の内容

随時監査は、監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行について実施するものです。

今回、平成 30 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の財務の執行を中心に5か所を監査(年度末財務監査)し、また、定期監査の結果、指摘等のあった箇所のうち3か所において、その後の対応などを監査(補完的財務監査)しました。

2 監査の結果

	実施箇所数	不適切事項	
		箇所数	件数
年度末財務監査	5	5	5
補完的財務監査	3	1	1

※ 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 予算目的に反しているもの
- (3) 不経済な行為又は損害が生じているもの
- (4) 事務処理等が適切を欠くもの
- (5) 前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの

※ 詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」(令和元年 12 月 18 日付け)のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課
課長 守屋 電話 045-285-5053
副課長 鈴木 電話 045-285-5054